

平成24年度 第3回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

(高羽線ほか26路線)

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 目次

- | | |
|------------------|------|
| 1. 国鉄沿北側線に関する意見 | ・・・1 |
| 2. 夢野白川線に関する意見 | ・・・1 |
| 3. 山麓線に関する意見 | ・・・2 |
| 4. 天神川乗越峠線に関する意見 | ・・・2 |

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>1. 国鉄沿北側線に関する意見</p> <p>① 一旦廃止により整備の対象外になるのか。復活する見込みはないのか。市民の意見はどのように組み入れていくのか。</p> <p>② 自宅前の道路はある程度の幅があり、違法駐車（迷惑駐車）がたえず、子供が危険な目にあっている。ガードレールを設置するなど、歩行者が安全に通行できるように改良できないのか。</p>	<p>① 国鉄沿北側線はJR住吉駅周辺からJR六甲道駅を結ぶ東西道路で、JR沿線の住宅市街地の交通に資する道路です。御影郡家1丁目の未着手区間の前後では、計画幅員8mで整備済みであり、東行き一方通行となっています。未着手区間は、民地側に歩道が約2mあり、JRまでの間は車道となっていますが、この区間ではJRの高架橋の下も一部車道に整備されており、全幅で概ね8mの幅員があるため、交通処理上の必要な機能を概ね確保できている状況です。 このため、市としては、現道の整備状況をふまえ、現在の道路計画にとらわれず、地域の課題を解決すべきであると考えており、計画を一旦廃止し、地域との協働と参画のもと、課題を整理・共有し、解決を図っていきたいと考えています。</p> <p>② ご要望として承り、その旨を道路管理者等に申し伝えます。</p>
<p>2. 夢野白川線に関する意見</p> <p>① 夢野白川線の南側に住んでいるが、西神戸有料道路が無料になってからは、24時間車の振動になやまされている。特にコンテナ車が通行する時は、家が揺れ、地震と間違ふほどである。 この計画で作り直す道路は、住民の事も考えて振動のない道路にしてもらいたい。</p>	<p>① 夢野白川線は既成市街地と須磨区のニュータウンを繋ぐ幹線道路であり、4車線の道路として都市計画決定されていますが、将来の交通需要、沿道の土地利用状況などをふまえ、基本的には現在の道路形状にあわせた線形・幅員・車線数に変更するものです。 ご指摘の若草町沿道の区間については、平成20年10月から西神戸有料道路の無料化により交通量は増加していますが、将来の交通需要の減少や周辺道路の整備の進捗などにより、将来的にも4車線で交通処理可能であると考えています。 また、この区間で住宅に面する部分については、振動等による沿道の生活環境の保全を図るため、車道に沿って幅約10mの環境施設帯が設けられています。 今回の変更によりこの区間で新たな道路整備は行われませんが、今後とも路面等の状況を踏まえ舗装補修を行うなど、適切に維持管理を行っていきます。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>3. 山麓線に関する意見</p> <p>① 山麓線の廃止により、静寂な環境が保たれる反面、一ノ谷川の橋梁から国道2号まで、歩道のない狭小な道路が残されることになる。歩行者にとっては、通学路であるにもかかわらず、車が脇を通り抜ける油断ならない道路であり、また、ドライバーにとっては山陽電車の高架下で高さを制限され、国道2号での右折が困難な道路であることから、安全性や利便性の向上が断たれたとも考えられる。</p> <p>② 道路の整備が行われない場合、一ノ谷町1丁目の現道沿いにある都市計画道路の予定区域内の市有地は、市が保持し、現状のまま緑地として今後も維持管理してほしい。また、グリーンハイツA棟、B棟前の用地は、貸し農園、公園として整備してほしい。</p>	<p>① 山麓線は兵庫区から須磨区に至る山麓部の市街地形成に資するため計画されたものです。一ノ谷町付近の未着手区間は、地形的に高低差が大きく、沿道利用上の課題があるだけでなく、山陽電鉄をアンダーパスする必要があるなど、事業実施上の課題もあります。 このため、市としては、現在の道路計画にとらわれず、地域の課題を解決すべきであると考えており、本区間の計画を一旦廃止し、地域との協働と参画のもと、地域の交通上の課題について様々な対応策を検討し、解決を図っていきたいと考えています。</p> <p>② 今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません、ご要望として承ります。</p>
<p>4. 天神川乗越峠線に関する意見</p> <p>① 天神川乗越峠線のうち、計画を廃止する区間の一部については、通学路として利用されている。 また、隣接する垂水健康公園などを利用する地域住民の方々にも大変重要な道路であると認識している。 については、天神川乗越峠線の廃止には、異議があるとともに下記の点について強く要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の拡幅工事及び歩道の新設及び歩行者の安全確保 ・歩道照明設備の増設 ・道路舗装の修理 ・横断歩道の整備 	<p>① 天神川乗越峠線は垂水区を南北に連絡し、地区内の交通を処理する幅員9mの路線として計画されたものです。 未着手区間のうち、上高丸3丁目～潮見が丘1丁目の区間、及び垂水健康公園に面している名谷町の区間については、2車線の車道と片側歩道が整備されており、幅員約8mで概成済です。 潮見が丘1丁目～学が丘5丁目の垂水ゴルフ場横の区間は、幅員約4～5mの車道のみですが、通学路であることにも配慮して、朝方は歩行者専用道路に規制されています。 このため、市としては、周辺道路の整備状況や当該道路の利用実態、沿道の土地利用状況をふまえると、現在の道路計画にとらわれず地域の課題を解決すべきであると考えており、本区間の計画を一旦廃止し、地域との協働と参画のもと、ご指摘の歩行者の安全確保等の課題について様々な対応策を検討し、解決を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、歩道照明設備の増設や道路舗装の修理などについては、ご要望として承り、その旨を道路管理者等に申し伝えます。</p>